

見舞金給付会の利用に当たって

※通院（入院を含む）が2日以上 of 災害が対象になります。

(1) 判 断

① 給付対象になる活動であるかを確認する。	表紙裏 P. 3 P. 6	会 則 第1条 給付規程 第8条
② 給付対象者になるかを確認する。	表紙裏 P. 3 P. 5	会 則 第6条3項 給付規程 第3条
③ 給付が制限されたり、給付対象外になっていないかを確認する。	P. 3 P. 5 P. 6	会 則 第6条4項 給付規程 第4条 給付規程 第5条
④ 活動の事例を確認する。	P. 2	給付対象になる事例
⑤ 賠償責任が生じた場合には、「賠償責任補償の概要」を確認する。	P. 15 P. 6	賠償責任補償の概要 給付規程 第7条

(2) 報 告 《災害発生後、1ヶ月以内。賠償責任については、発生後、速やかに。》

⑥ 単位PTA事務局担当者(教頭先生)又は県郡市事務局担当者が、「災害報告書」を記入して、県P給付会事務局へ <u>ファックス送信</u> する。	P. 6 P. 9 P. 14	給付規程 第6条 災害報告書 賠償責任に関する報告書
---	-----------------------	----------------------------------

(3) 申 請 《治療完了後1ヶ月以内または180日経過後1ヶ月以内》

⑦ 単位PTA事務局担当者(教頭先生)又は県郡市事務局担当者が、「給付申請書」を記入し、「治療回数証明書」と共に県P給付会事務局へ <u>郵送</u> する。	P. 6 P. 10 P. 11	給付規程 第6条 給付申請書 治療回数証明書
⑧ 給付対象者が児童・生徒の場合には、「日本スポーツ振興センター法による支給対象外証明書」を添付する。	P. 12	日本スポーツ振興センター法による支給対象外証明書
⑨ 給付対象者が後遺障害を診断された場合には「後遺障害診断書」を添付する。		後遺障害診断書 (県PTAのHPより入手)
⑩ 給付対象者が死亡された場合には、死亡診断書のコピーを添付する。		死亡診断書のコピー
⑪ 給付受付後に給付を辞退する場合は、「辞退届」をファックス送信する。	P. 13	給付の辞退について